



地域安全ニュース

伊勢原警察署
伊勢原市
防犯協会
令和4年7月号

上半期の犯罪発生状況について!!

刑法犯の認知件数 189件 前年比 +39件 +26%
(6月末)(暫定値)

- ① 自転車盗 26件 前年比 +7件
- ② 万引き 24件 前年比 +7件
- ③ 空き巣 11件 前年比 +7件
- ④ 払出盗 10件 前年比 ±0件
- ⑤ 迷惑防止条例違反 7件 前年比 +7件



払出盗とは、不正に取得したキャッシュカード等を利用してATMから現金を窃取するものです。

刑法犯ではありませんが、女性に対する性的犯罪である神奈川県迷惑防止条例違反(ちかん・盗撮)が増加しています!!



7月に入ってから、忍込み(在宅中の家屋への侵入盗)や、新築現場から水道メーターやバルブ等を盗む工事場ねらいが多発!!

不審者、不審車両を見かけましたら110番通報してください。

私はこうして特殊詐欺の被害を防止しました!!

私は、市の防災無線を聞き、市内に詐欺の電話が掛かってくることを聞いていたので、自宅に掛かってきた電話で、年金の還付金の話が出てたのですぐに詐欺の電話だと見抜きました。
防災無線を聞いて看破!!



沼目に居住
60歳代女性

私の自宅に、孫の名前を名乗って「荷物を送ったけど届いた?」などと電話が掛かってきたので、「お前の父親の名前を言ってみろ!!。」



と言うと、犯人は電話を切断! 犯人の知らない情報で看破!!

高森台居住
80歳代男性

令和4年中の特殊詐欺発生状況 (暫定値)

	発生件数	被害総額	前年比	オレオレ	預貯金	架空料金	融資保証	還付金	詐欺盗	
神奈川県内	828件	約16億2,254万円	+234件	+約6億831万円	326件	84件	34件	2件	275件	103件
伊勢原市内	6件	約1,592万円	+3件	+約1,032万円	4件	0件	0件	0件	1件	1件

～ 裏面に伊勢原市役所からのお知らせがあります ～

自転車はルールを守って安全運転

自転車による交通死亡事故を起こした約8割の人が、交通ルールに違反しています。
つまり、自転車に乗る人が自転車に関する交通ルールを知り、遵守していれば、交通事故は防げた可能性があります。

自転車を利用するときは、次の「自転車安全利用五則」を徹底し、交通事故を防ぎましょう。

【自転車安全利用五則】

一、自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。

歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

(例外)歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。

二、車道は左側を通行

自転車は自動車と同じ左側通行です。

三、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

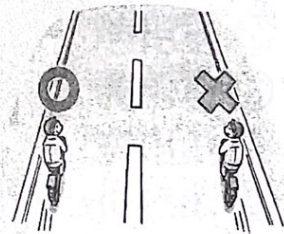
自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

四、安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

五、子どもはヘルメットを着用

保護者は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。



⚠️ 自転車用ヘルメットの法律が変わります

自転車乗車中のヘルメット着用努力義務は、13歳未満の子どもが対象になっていましたが、令和4年4月27日に「道路交通法の一部を改正する法律(※)」が公布され、自転車を利用する全ての人が、乗車時のヘルメット着用努力義務の対象と規定されました。

ヘルメットは交通事故のときに頭を守ってくれる重要な装備です。

万が一に備え、自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう。

※この法律は、公布の日から一年以内に施行されます。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

<お問い合わせ> 伊勢原市役所市民協働課交通防犯対策係 (☎:0463-94-4715)

～裏面に伊勢原警察署からのお知らせがあります～